

足寄町商工会が一体となって 小規模事業者を応援します！

令和２年度コロナ事業補助金の募集について

◆事業概要

国の小規模事業者持続化補助金（コロナ特別枠）の該当にならないが、町内の事業者が商工会の指導のもと事業の継続及びアフターコロナの振興を目的に実施する新型コロナウイルス対策（新しい生活様式への対応、密の回避、感染症拡大防止衛生対策、アフターコロナに向けた振興）にかかる経費の１／２を補助します。

◆補助上限額：５０万円※

◆対象事業所（小規模事業者）

製造業、その他の業種	常時使用する従業員の数	２０人以下
卸売業、小売業	常時使用する従業員の数	５人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	２０人以下

※ただし今年度までに小規模振興事業で交付決定を受けた方は該当になりません。

◆公募期間

【申請開始】 令和２年 ９月２３日（水）

【申請締切】 令和２年１０月３０日（金）１７：３０

◆補助対象となり得る取組事例のイメージ

- ①販売促進用チラシの作成・配布
- ②新たな販売用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ③新商品を陳列する棚の購入
- ④商談会・展示会への出展
- ⑤店舗改装（陳列レイアウト改良を含む）※不動産取得は不可
- ⑥商品パッケージのデザイン改良
- ⑦ネット販売システムの構築
- ⑧新商品の開発
- ⑨専門家による販路開拓指導
- ⑩商品PRイベントの実施
- ⑪事業用の備品 など

詳細については、足寄町商工会までお問い合わせください。

足寄郡足寄町南１条３丁目２０番地 Tel0156-25-2236

（申請にあたっては商工会と一体となって作成する事業支援計画書が必ず必要です）